諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１８年１１月８日（平成１８年（行情）諮問第３９６号）
答申日：平成１９年３月９日（平成１８年度（行情）答申第４２７号）
事件名：福岡拘置所の平成１３年度に非常電鈴装置が更新整備される以前より最初に設置されていた既設の非常電鈴装置の取扱説明書等の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

福岡拘置所の「平成１３年度に非常電鈴装置が更新整備される以前より最初に設置されていた既設の非常電鈴装置の取扱説明書,取扱マニュアル，操作方法，注意事項等並びに仕様書，設計図，機器配置図等，施工図，図面等及び支出計算証拠書類などのすべて」及び同所の「平成１３年度に非常電鈴装置が更新整備される以前より最初に設置されていた既設の非常電鈴受信盤，非常電鈴副受信盤の取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等並びに仕様書，設計図，機器配置図等，施工図，図面等及び支出計算証拠書類などのすべて。ただし，同所Ｃ棟１階，同２階，同３階，同４階，Ｄ棟１階，同２階，同３階，同４階に係るものに限る。」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成１８年６月２９日付け福管総発第２６６号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書の記載

ア　平成１８年（行情）諮問第２４０号で開示された文書として,「非常電鈴配線及びスイッチ更新仕様書」及び「非常電鈴配線図完成図書」という独自の文書が存在している。当該文書も，本件開示請求におい

て情報提供された文書も,「非常電鈴装置を平成１３年度に更新整備したことに関する文書」である。福岡拘置所に総合警備システムが導入されたのは平成７年度と平成１６年度であるから，平成１３年度に更新整備される以前から最初に設置されていた既設の非常電鈴装置に関する支出計算証拠書類，仕様書，設計図，機器配置図，施工図，図面等が存在していたことは疑いない。最初に設置されていた既設の非常電鈴装置は，平成１３年度以前に設置されていたことは歴然としており，最初に設置されてから９年以内に更新整備が行われたとは考えられない。平成７年度に総合警備システムが導入される以前から最初に設置されていた既設の非常電鈴装置が独自に存在していたことは間違いない。

審査請求人が，本件審査請求において開示決定等と情報提供等（経過事実，理由等を含む。）を求めたい部分とは，以上のことである。

イ　本件対象文書における不開示部分とは，警備機器等を本来の目的外に悪用しては異常音を発することができる部分や，それにまつわることばかりで，拘置所，矯正管区等にとって非常に都合の悪い文書及び部分であり，明るみにならないよう不開示決定していることは紛れもない。これは，正に法の目的，法の規定等に反し，法を悪用した恣意的で違法な処分であり，都合の悪い文書の文書隠し等を行っていると言わざるを得ない。

（２）意見書の記載

ア　諮問庁の理由説明（本答申書第３の１）について，審査請求人が情報提供等を求めたことに対し，処分庁が情報提供等を行わなかったのは，恣意的で不当と言わざるを得ない。

イ　諮問庁の理由説明（本答申書第３の２）について，「非常電鈴装置，非常電鈴受信盤，同副受信盤」と「非常ベル装置」とは区別されている。

ウ　諮問庁の理由説明（本答申書第３の３）について，東京拘置所の非常電鈴装置，非常電鈴受信盤，同副受信盤（平成１８年（行情）諮問第３９８号）に関する文書が存在する。

また，福岡拘置所の「総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書」（平成１８年度（行情）答申第１８０号）の一部開示部分に「非常電鈴装置，非常電鈴受信盤，同副受信盤」の記載は一切ない。

エ　諮問庁の理由説明（本答申書第３の４）について，総合警備システムに関する取扱説明書と非常電鈴装置等に関する取扱説明書とは，それぞれ別の文書が存在すると考える。総合警備システムに関する文書

は，福岡拘置所の「平成７年度支出関係書類（支出計算書，証拠書類，添付書類）」ファイルの保存期間が５年であるため既に廃棄済みであるという説明と，非常電鈴装置等に関する取扱説明書等の文書が存在しないという説明とは両立しない。支出計算証拠書類等の保存期間は５年と規定されているが，現に使用している機器の取扱説明書等をむやみに廃棄するとは，およそ考え難い。

オ　以上のことから，原処分は，矯正管区等の恣意的解釈に基づいた違法な処分と言わざるを得ず，開示決定等を求める。

第３　諮問庁の説明

１　本件審査請求に至る経緯は，次のとおりであった。

審査請求人は，平成１８年５月１日受付開示請求書により，処分庁に対し，「平成１８年３月２８日付け福管総発１２５号開示決定通知書で開示された文書以外の福岡拘置所の非常電鈴装置に関する支出計算書証拠書類なども含めたすべての文書」の開示請求を行った。

本件開示請求で示されている「平成１８年３月２８日付け福管総発１２５号開示決定通知書で開示された文書」とは，「非常電鈴配線及びスイッチ更新仕様書」及び「非常電鈴配線図完成図書」であるところ，処分庁は，同年５月１９日付けで，本件開示請求に係る文書として，非常電鈴装置関連の支出計算証拠書類が該当することを教示し，当該文書で特定してよいか否か意思確認を求めたところ，審査請求人が，非常電鈴受信盤及び同副受信盤の更新整備に関する質問等，当該意思確認とは直接関連しない内容を回答してきたことから，処分庁は，同年６月１日付けで，再度，本件開示請求に係る文書について教示を行うとともに，情報公開窓口の所掌する事務の範囲を逸脱した質問等については，福岡拘置所あて行うよう連絡した。

これに対し，審査請求人が，処分庁の上記連絡に対する回答として，非常電鈴受信盤及び同副受信盤に関する仕様書，設計図，取扱説明書等の開示請求を行う旨申し立ててきたことから，処分庁は，平成１８年６月９日付けで，非常電鈴受信盤及び同副受信盤は総合警備システムの一部であり，これら独自の文書は存在しない旨情報提供するとともに，同システムに関する開示請求を行うのであれば，新たな開示請求として提出するよう連絡したところ，審査請求人は，同月１５日受付回答書により，以下の３点の文書について開示請求を行うこととしてきたものである。

（１）福岡拘置所の「平成１３年度に非常電鈴装置が更新整備される以前より最初に設置されていた既設の非常電鈴装置の取扱説明書，取扱マニュ

アル，操作方法，注意事項等並びに仕様書，設計図，機器配置図等，施工図，図面等及び支出計算証拠書類などのすべて」

（２）福岡拘置所の「平成１３年度に非常電鈴装置が更新整備される以前より最初に設置されていた既設の非常電鈴受信盤，非常電鈴副受信盤の取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等並びに仕様書，設計図，機器配置図等，施工図，図面等及び支出計算証拠書類などのすべて。ただし，同所Ｃ棟１階，同２階，同３階，同４階，Ｄ棟１階，同２階，同３階，同４階に係るものに限る。」

（３）福岡拘置所の「平成１３年度に非常電鈴装置が更新整備される以前より最初に設置されていた既設の非常電鈴装置，非常電鈴受信盤，非常電鈴副受信盤について，平成１３年度に更新整備された後，現在も使用されている非常電鈴装置，非常電鈴受信盤，非常電鈴副受信盤に関する取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等及び仕様書が記載された文書。ただし，同所Ｃ棟１階，同２階，同３階，同４階，Ｄ棟１階，同２階，同３階，同４階に係るものに限る。」

このうち，（１）及び（２）の文書について，処分庁は，該当する文書が存在しない旨情報提供したものの，審査請求人が請求を維持する旨回答してきたことから，平成１８年６月２９日付け福管総発第２６６号不開示決定通知書により，本件対象文書は，保存年限の経過等の理由により廃棄されているか，作成又は取得されておらず，存在しないことを理由に，不開示決定を行ったものである。

なお，（３）の文書については，その後の処分庁と審査請求人とのやり取りの中で，「総合警備システムタッチパネル取扱説明書」及び「総合警備システム夜間巡回表示装置仕様書」が特定され，別件開示決定が行われている。

２　非常電鈴装置とは，いわゆる非常ベルのことであり，非常事態の発生を認知した施設の職員が，端末のスイッチを押すことにより，処遇部門内のベルが鳴り，スイッチの操作箇所がランプにより表示される仕組みとなっており，総合警備システムの一部を構成するものである。そして，当該ランプの表示板のうち，処遇部門事務室に設置されているものが非常電鈴受信盤，職員の待機室に設置されているものが同副受信盤である。

３　本件審査請求を受け，非常電鈴装置，非常電鈴受信盤及び同副受信盤（以下「非常電鈴装置等」という。）の更新整備等及びこれに伴う関係文書の取得・作成の実情について，福岡拘置所に確認した結果は，次のとおりで

あった。

すなわち，福岡拘置所の現行の総合警備システムは，一部を除き平成７年度に新設されたものであり，同システムの一部を構成する非常電鈴装置等についても同時期に新設されているところ，非常電鈴装置については，その後，同１３年度に更新整備され，その際に，「非常電鈴配線及びスイッチ更新仕様書」，「非常電鈴配線図完成図書」及び「支出計算証拠書類」を作成・取得している。

また，平成１６年度には，総合警備システム自体と非常電鈴受信盤が更新整備されており，その際には，同システムの関係書類として，「総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書」等を取得する一方，非常電鈴受信盤に関しては，同システムの一部であるため，独自の文書を作成・取得していない実情が認められる。さらに，非常電鈴副受信盤については，同７年度の新設以来，現在まで更新整備はなされていない。

４　本件対象文書は，福岡拘置所における平成１３年度に非常電鈴装置が更新整備される以前の非常電鈴装置等の取扱説明書，支出計算証拠書類等の関係文書であるところ，上記のとおり，更新整備については，非常電鈴装置が平成１３年度，非常電鈴受信盤が同１６年度に行われており，非常電鈴副受信盤が未更新であることから，同１３年度の更新整備以前の非常電鈴装置等の関係書類については，仮に作成・取得しているとした場合，同７年度の新設時に作成・取得していることが考えられる。

しかしながら，同所の総合警備システムの取得に関する文書は，同所の「平成７年度支出関係書類（支出計算書，証拠書類，添付書類）」ファイルとして保存されていたところ，同ファイルの保存期間が５年であるため既に廃棄済みであり，当該廃棄済み文書の中に，本件対象文書が含まれていたか否かについて確認する手段はない。

５　審査請求人は，本件開示請求に関する処分庁とのやり取りの過程で，処分庁が，非常電鈴装置等に関する情報提供を十分に行っていないことについて不服を申し述べている。しかしながら，処分庁が，繰り返し審査請求人の意思を確認し，文書の特定に努めていることについては，上記１のとおりであり，そうした中で，非常電鈴装置等の設置年度，更新整備年度等の情報提供依頼に対し，情報公開窓口の所掌事務の範囲を逸脱するものであると判断し，こうした質問については福岡拘置所あて行うよう回答するなどした処分庁の対応が，特段不当なものであるとは認められない。

６　以上のことから，本件対象文書について，保存期間の満了等の理由によ

り廃棄されているか，作成又は取得されておらず，存在しないため，不開示とした原処分は妥当であると認められ，また，審査請求人が主張する情報提供に関する処分庁の対応についても，不当な点は認められない。

7　福岡拘置所の総合警備システム更新に伴い取得した文書は，平成１３年３月３０日付け法務省矯総第８５０号矯正局長依命通達「法務省行政文書管理規程の矯正施設，矯正研修所及び矯正管区における運用細目について」（以下「運用細目」という。）に規定された標準行政文書ファイル名「支出関係書類（支出計算書，証拠書類，添付書類）」に該当し，保存期間が５年とされているところ，福岡拘置所の廃棄目録（Ｈ１３）が示すとおり，同所においては，平成７年度分の行政文書ファイルについては，平成１３年６月２９日付けで廃棄している事実が認められる。

また，これらの廃棄した行政文書ファイルの作成・取得時期については，同ファイル自体を廃棄済みであることから，正確なところは不明であるが，総合警備システムの更新が平成７年３月に行われていることから，同時期に作成・取得したものと認められる。

8　審査請求人は，審査請求書において，「平成７年度に総合警備システムが導入される以前から最初に設置されていた既設の非常電鈴装置が独自に存在していたことは間違いない」と申し立てているところ，平成７年度以前の非常電鈴装置等の導入・更新の実情について確認した結果は，次のとおりであった。

福岡拘置所は，昭和４１年に福岡刑務所土手町拘置支所として完成し（現Ｂ棟，Ｃ棟及びＤ棟），その際に，当該棟に係る非常電鈴装置及び非常電鈴受信盤が整備された。その後，平成７年に，Ａ棟が新設された際に，Ａ棟部分の非常電鈴装置が新設されるとともに，処遇事務室の移動に伴い，従来の非常電鈴受信盤に代わる新たな非常電鈴受信盤が設置され，さらに，新たにできた待機室に非常電鈴副受信盤が新設されている。したがって，平成７年度以前については，昭和４１年に本件開示請求に係る文書を作成・取得している可能性があるものの，保存期間の経過により廃棄していることは明らかである。

また，廃棄目録は，運用細目において，保存期間が５年とされているところ，当該廃棄を行った際の廃棄目録についても，当然廃棄済みである。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１８年１１月８日　　諮問の受理

② 同日　諮問庁から理由説明書を収受
③ 同年１２月１３日　審議
④ 平成１９年１月１１日　審査請求人から意見書及び資料を収受
⑤ 同年１月３１日　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑥ 同日　審議
⑦ 同年２月２０日　審査請求人から補充意見書及び資料を収受
⑧ 同年３月７日　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書の存否について

審査請求人は，平成７年度に総合警備システムが導入される以前から，非常電鈴装置が独自に存在し，平成１３年度の更新以前から設置されていた非常電鈴装置に関する支出計算証拠書類，仕様書，設計図，機器配置図，施工図，図面等が存在するはずである旨主張し，諮問庁は，本件対象文書については，仮に作成・取得したことがあったとしても，保存期間満了により廃棄処分に付されたと考えられるため，本件開示請求時点において存在せず，保有していない旨主張しているので，以下その存否について検討する。

この点に関し，諮問庁は，おおむね次のとおり説明する。

（１）福岡拘置所が，昭和４１年に福岡刑務所土手町拘置支所として完成し（現Ｂ棟，Ｃ棟及びＤ棟），その際に，当該棟に係る非常電鈴装置及び非常電鈴受信盤が整備され，その後，平成７年にＡ棟が新設された際に，Ａ棟部分の非常電鈴装置が新設されるとともに，処遇事務室の移動に伴い，従来の非常電鈴受信盤に代わる新たな非常電鈴受信盤が設置され，さらに，新たにできた待機室に非常電鈴副受信盤が新設された。

（２）非常電鈴装置等を構成する各装置の更新については，非常電鈴装置が平成１３年度，非常電鈴受信盤が同１６年度に行われており，非常電鈴副受信盤が未更新であることから，同１３年度の更新前の非常電鈴装置等の関係書類については，仮に作成・取得しているとした場合，同７年度に作成・取得していると考えられるが，同所の総合警備システムの取得に関する文書は，「平成７年度支出関係書類（支出計算書，証拠書類，添付書類）」ファイルに保存されていたと考えられ，同ファイルの保存期間が５年であるため既に廃棄済みであるので，当該廃棄済み文書の中に，本件対象文書が含まれていたか否かについて確認する手段はない。

（３）平成７年度の総合警備システム導入時点より前に，昭和４１年から，福岡拘置所においては非常電鈴装置及び非常電鈴受信盤が設置・運用さ

れているが，昭和４１年の非常電鈴装置及び非常電鈴受信盤の取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項，仕様書，設計図，機器配置図，施工図，図面についても，仮に作成・取得しているとした場合，既に廃棄されていると考えられる。

そこで，まず，平成７年度に更新又は整備された非常電鈴装置等の取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項，仕様書，設計図，機器配置図，施工図，図面の存否については，当審査会において，諮問庁から，「「法務省行政文書管理規程の矯正施設，矯正研修所及び矯正管区における運用細目について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）」（平成１８年３月３１日付け法務省矯総第２１１０号）の行政文書分類基準表の提示を受けて確認したところ，標準行政文書ファイル名が「支出関係書類（支出計算書，証拠書類，添付書類）」とされるファイルの保存期間が５年であることが認められ，また，同じく提示を受けて確認したところ，「廃棄目録（Ｈ．１３）」には，行政文書ファイル名が「支出計算書証拠書類（Ｈ７年度）」とされるファイルを，平成１３年６月２９日に廃棄した旨記載されていることが認められる。

また，昭和４１年に整備された非常電鈴装置及び非常電鈴受信盤に係る文書についても，「支出関係書類（支出計算書，証拠書類，添付書類）」ファイルの保存期間は，昭和４７年頃には既に満了していると考えられる上，平成７年度に非常電鈴装置及び非常電鈴受信盤を更新した後も，当該文書を保有する必要性があるとは認められない。

したがって，本件対象文書は，処分庁において仮に作成又は取得されたとしても，本件開示請求時点で既に保有していなかったとする諮問庁の上記説明に特段不自然・不合理な点は見当たらず，他に当該説明を覆す事情も認められないので，福岡矯正管区において本件対象文書を保有しているとは認められない。

２　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，平成７年度の総合警備システム導入以前から設置されていた非常電鈴装置に関する情報提供等（経過事実，理由等を含む。）を求めているにもかかわらず,適切な対応がないのは不当である旨主張している。

しかしながら，処分庁は，審査請求人に対し，平成１８年６月１日付け福管総発第２２５号「行政文書開示請求書に対する求補正について（２）」において,①情報公開及び文書特定等に関し情報提供するが,施設の設備・備品の更新整備等に関する確認，調査等に及ぶ業務は所掌していない，②施設の設備・備品の更新整備等については，直接，福岡拘置所に照会されたいと審査請求人に教示し，また，平成１８年６月１９日付け福管総発第

２５３号「行政文書開示請求書に対する求補正について（４）」においても，本件対象文書は不存在であると審査請求人に繰り返し回答しているなど，処分庁による本件情報提供の範囲や内容に不十分・不適切な点があるとは認められない。

また，審査請求人は，本件開示請求時点で使用されている非常電鈴装置等の取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項，仕様書，設計図，機器配置図，施工図，図面の不存在に対する疑義を述べているが，これらの文書は本件対象文書に含まれないものと解されることから，審査請求人の主張は採用することができない。

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

３　本件不開示決定の妥当性

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，福岡矯正管区において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　矢崎秀一，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子